



2017年3月24日号

目次

(W&B No. 201703CY)

1. 商標出願手数料値下げ、行政手続き手数料の改定(2017年4月1日施行)
2. 民法総則の新制定(2017年10月1日施行)
3. 反不正当竞争法(改正草案)の最終意見募集(2017年3月25日まで)
4. 知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)の意見募集(2017年4月21日まで)
5. 北京知識産権法院の特許裁判年次報告(2017年3月22日)

【1】 商標出願手数料値下げ、行政手続き手数料の改定(2017年4月1日施行)

中国財政部は、各種の行政手数料の見直しを3月15日に決定し、3月24日付、財税[2017]20号として公示した。その中で知的財産関係は、下記の費用項目が対象であり、商標出願のオフィシャルフィーが半額に値下げとなります。なお、本ニュースレター作成時には商標局の発表はされておられません。新料金の適用は、4月1日より実施される。

1. 商標出願手数料 600元→300元/1出願1区分
指定商品・役務が10を超える場合の指定料 60元→30元/指定商品・役務
2. プログラム著作権登録費用 250元→無料
3. 植物新品種登録出願費用 1000元→無料
7年目以降の維持費 1500元→1200元に減額

参考サイトは下記の通り。

http://szs.mof.gov.cn/bgtZaiXianFuWu_1_1_11/mlqd/201703/t20170323_2563261.html

【2】 民法総則の新制定(2017年10月1日施行)

第12期全国人民代表大会(全人代)第5回会議において、2017年3月15日付、「中華人民共和国民法総則」が主席令第66号で承認され18日付公示された。2017年10月1日より施行される。民法総則は、2017年10月1日から施行される。

中国では、従来民法通則が、財産法関係の物権法、担保法、契約法、身分関係の婚姻法、相続法などとともに総則的な取り決めを定めるものとして、全9章156条が1987年1月1日から施行されている。しかし、日本のように包括的な民法に該当する法律は存在しておらず、今回20年を経て、初めて民法となる民法総則が基本法として制定された。

今回制定された本民法総則は、全面的に法治国家、

国民の主体的地位の堅持し、国情に基づく社会主義の革新的価値の堅持し、中国の優秀な伝統文化を発揚し、これまで中国が経験したことを新体制に適用することで、国内の民事活動に対する基本規定と一般原則とすることを目的としている。なお、民法の各論については、2018年に全体的検討を開始し、2020年までに制定する方向である。

本民法総則は、基本規定に続き、民事主体(自然人、法人、組織)、民事的権利、民事上の法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、権限算定及び付則からなり、全11章206条からなる。注目する条項は下記の通りであるが、訴訟時効が2年から3年に延長されている。

第五章 民事的権利

第 110 条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、自由婚姻権などの権利を享有する。

法人、非法人組織は、名称権、名誉権、栄誉権などを享有する。

第 123 条 民事主体は知的財産権を享有する。

知的財産権とは、権利者が法に基づき次に列挙する専有権を享有する。①著作物、②発明、実用新案、意匠、③商標、④地理的表示、⑤営業秘密、⑥集積回路配置設計、⑦植物新品種、⑧法律が規定するその他の客体。

第八章 民事責任

第 179 条 民事責任は主に次に列挙する方法で負担する；

参考サイトは下記の通り。

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-37832.html>

[3] 反不正競争法(改正草案)の最終意見募集(2017年3月25日まで)

現行の反不正競争法(不正競争防止法)は、1993年の施行以来、社会の公正な競争秩序の維持に対応してきたが、新たな業態やビジネスモデルの出現により適用できない状況が生じている。例えば、列挙されていない不正競争の実態、不正競争行為の規制や統制メカニズムの不備、及び独占禁止法など他の法規との一貫性などの課題が生じている。そのため、工商行政管理総局は2015年12月30日にこの20年の社会の発展や情勢の変化に応じた改正草案(送審稿)を国務院弁公室に提出した。その内容は、合計35条からなり、独占禁止との法執行体系を比較的に統一させ、修正は総則を除き、ほぼ全体にわたり、削除された条項は、現行法の第7条、第11条、第12条、第16条、第19条、第29条及び第30条の7条が削除され、新たに9条が追加された。そして、2016年2月25日付公示し、一般に意見を募集した。この意見募集は、同年3月21日付の弊NL201602CYで簡単に紹介した。

その後、改正草案はその後、2016年11月23日に

①侵害停止、②妨害排除、③危険除去、④財産返還、⑤原状回復、⑥修理、再製、交換、⑦継続履行、⑧損害賠償、⑨違約金支払、⑩影響除去、名誉回復、⑪謝罪。

その他法律の規定に基づく懲罰的賠償、また、上記の単独或は組合せで負担する。

第九章 訴訟時効

第 188 条 民事上の権利を人民法院に訴訟により請求する時効は3年とする。法律に別途規定がある場合はその規定を援用する。訴訟時効の起算日は権利者が損害を知った日或は知りえた日とする。ただし、損害を受けた日より20年経過した場合、人民法院は保護を与えない。特殊な事情がある場合、人民法院は権利者の申請に基づき延長することができる。

国務院第 155 期常務委員会での審議を通じて、さらなる検討修正がなされ、2月22日に最終的な改正案が作成され、最後の意見募集が3月25日まで行われている。

主な改正のポイントは、以下の4点に総括される。

1. 不正競争行為を正確に定義し、法律の適用を強化

第2条に不正競争行為に対する消費者を含めた合法的な権利の保護、また経営者の範囲を商品の生産者や自然人まで広げるなどし、不正競争行為の対象の拡大。また、今後新たに発生する不正競争行為に応じるために第6条から第14条に関連の規定を定め、第15条には関連機関の職権について規定した。

2. 実務上突出した課題について、禁止する規定を補充・完備

第7条にビジネス上の贈収賄、第10条に営業秘密の保護、第14条にインターネット上での不正競争行為などの関連規定を補充完備した。

3. 関係法規との調整を行い、各法律間の調和
現行法の第 6 条、第 7 条、第 11 条及び第 15
条の政府系企業や機関にかかる規定を削除し、
独占禁止法などと調整し、第 6 条に商標法第
58 条に規定の商標と商号の紛争に関する規
定を定めた。
4. 民事賠償と行政処罰による法的責任システム

の整備
民事賠償については第 20 条、第 30 条に、行
政処罰については第 29 条に規定し、第 16 条、
第 19 条及び第 34 条に処罰の程度を向上させ
る懲戒的・教育的な作用を果たす規定を追加
した。

参考サイトは下記の通り。仮訳全文をご入用の場合はご連絡ください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-02/26/content_2008334.htm

<http://mt.sohu.com/20170224/n481579247.shtml>

【4】 知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)の意見募集 (2017 年 4 月 21 日まで)

2017 年 3 月 23 日付、商務部反独占委員会弁公室は、「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)」を一般に公表し、意見募集を行っている。国家発展委員会、商務部、工商行政管理総局及び知識産権局は実務に基づき、中国反独占法(独占禁止法)に基づく知的財産権の乱用にかかる指針や法執行の透明性を確保するために「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン(知識産権濫用に関する反独占指南)(提案草案稿)」を 2015 年に起草し、その後弁公室で検討され、2015 年 12 月 31 日に意見募集稿を公表した。この内容は、2016 年 1 月 20 日付の弊 NL201601CY で翻訳文を紹介したので、ご参照ください。

本意見募集稿は、その後更なる検討がなされ公示されたもので、5 章 27 条からなり、その概要は下記の通り。前回の意見募集では経営者の集中に関する項目が省略されていたが、今回は具体的な規定が明示された。意見募集の期限は、4 月 21 日である。

第一章 一般問題

第一条 分析原則

事業者には知的財産権の濫用があり、競争の排除や制限の分析をする場合には以下の基本原則に従う:

- ①他の財産権と同一の規制標準を適用し、独占禁止法の基本的フレームワークを順守すること;
- ②知的財産権の特徴を判断すること;
- ③知的財産権を有することで関連市場での支配的

地位があると推定しないこと;

- ④個別の事情に基づき関連する行為の競争とイノベーションへの影響を判断すること。

第二条 分析判断方法

事業者には知的財産権の濫用があり、競争の排除や制限の分析をする場合には以下の分析判断方法に従う:

- ①行為の特徴と表現方法の分析;
- ②行為の及ぶ関連市場を定義;
- ③行為と関連市場での排除、制限の影響の分析;
- ④行為の競争とイノベーションへの影響を判断。(各詳細省略)

第三条 関連市場

第四条 分析での排除、制限の影響での考慮要素

第五条 積極的影響条件

第二章 知的財産権にかかる独占協議

第六条 共同研究開発

第七条 クロスライセンス

第八条 独占的グラントバック

第九条 不競争条項

第十条 標準制定

第十一条 その他の制限

第十二条 セーフハーバー条項

第三章 知的財産権濫用による市場支配的行為

第十三条 知的財産権と市場支配的地位の認定

事業者が知的財産権を保有していることが、必

然的に市場での支配的地位を持つことを意味するものではない。知的財産権を保有する事業者が関連市場での支配的地位の有無の認定には、「独占禁止法」の第 18 条、第 19 条の規定に基づき、市場での支配的地位の認定或いは推定の要素及び情状に基づき分析し、知的財産権の特徴を結びつけ、さらに以下の要素を具体的に考慮することができる：

- ①取引相手による代替技術や商品の可能性及びコストの転換；
- ②川下市場が関連知的財産権により提供される商品に依存する程度；
- ③事業者に対する取引相手の相互制限均衡能力。

また、標準必須特許の事業者の市場での支配的地位の有無の認定には、以下の要素を引き続き考慮することができる：

- ①標準的市場価値と応用範囲と程度；
- ②代替する標準の存在の有無、含可能性とコスト；
- ③業界の関連標準に対する依存度；
- ④関連標準の変遷状況と互換性；
- ⑤組込まれた標準関連技術の代替可能性。

なお、標準必須特許とは当該技術を実施するために必須不可欠の特許をいう。

第十四条 不公正な高額な知的財産権ライセンス

第十五条 知的財産権ライセンスの拒否

第十六条 知的財産権の抱合せ

第十七条 知的財産権に不合理な取引条件付加

第十八条 知的財産権の差別的待遇

第四章 知的財産権の経営者集中

第十九条 知的財産権取引での経営者集中状況

事業者が知的財産権の譲渡と専用実施権の取得を通じて他の事業者に対する支配権或は他の事業者の決定に影響を与えることを分析する場合、以下の要素を考慮することができる：

- ①知的財産権に独立事業の構成の有無；
- ②会計年度に単独で算定できる事業額の有無；
- ③知的財産権の排他的期間。

第二十条 知的財産権の経営者集中の審査

第二十一条 知的財産権の制限的条件の種類

第二十二条 知的財産権の構造的条件

第二十三条 知的財産権の行為的条件

第二十四条 知的財産権の総合的条件

第五章 知的財産権のその他の状況

第二十五条 特許プール

第二十六条 差止救済

第二十七条 著作権団体管理組織

参考サイトは下記の通り。仮訳全文をご入用の場合はご連絡ください。

<http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/201703/20170302539418.shtml>

【5】北京知識産権法院の特許裁判年次報告(2017年3月22日)

北京知識産権法院の陳錦川副院長は、3月22日の報道発表会で、北京の知的財産専門裁判所として特許裁判業務に関する報告を行った。北京知識産権法院は、2014年11月6日に設立され、北京市全域の知的財産民事及び行政事件を担当し、主に下記の事件を担当する。

- ①特許、植物新品種、集積回路配置、営業秘密、ソフトウェアなどの民事及び行政事件
- ②専利局、専利復審委員会、商標局、商標評審委員会などの権利確認、強制許諾など行政審決の不服事件
- ③著名商標認定の民事事件

④北京市人民政府の行政機関による著作権、商標、不正競争などの行政処分不服第一審の上訴事件

今回、法院設立以後の特許裁判事件について、総括し報告しているため、ご参考に紹介する。

事件受理状況について、法院設立後2017年2月27日までに受理した特許事件は3,693件で全体の受理事件の16.8%を占めており、その内、外国や香港、マカオ、台湾の事件は20%を占めている。また、同じく審決した特許事件は1,760件と審決全体の12.3%を占めている。2016年は2015年に比べ49件受理件数が増加し、審決も611件増加し1,042件に達し70.5%増加している。

(1) 特許事件の特徴と進展状況

1. 特許事件固有の特徴

< 難度の高い専門技術 >

特許事件は広範な技術分野にわたると共により最先端技術分野に及んでおり、通信技術分野では中国で開発された無線通信技術 Wi-Fi Protected Access や CDMA4G などが、医療分野ではヒト腫瘍壊死因子受容体遺伝子 FC 融合タンパク質や薬剤耐性結核疾病の治療用製剤と製造方法などがあり、こうした傾向は裁判官により高い要求となっている。

< 審理の長期化 >

特許事件は大量な技術事実と技術法案について深く研究と対比が求められるため、複雑な事件では現場での検証、専門家の説明や支援、技術鑑定など一連の補助的手段が不可欠であり、多くの問題があるために審理期間が長期化する傾向にある。

< 大きな社会的影響 >

特許査定標準と司法保護基準は業界の発展に関連するだけでなく、一般大衆の生活や福祉、また有名企業や外国企業に関係すると社会的な関心も高く大きな影響を及ぼすことがある。例えば、白血病を治療する抗がん剤に関する上海ノバルティスと石薬集団の事件では両当事者ともに高い市場シェアを有しており、裁判の結果は市場構造と価格に影響している。また、西電捷通とソニー中国の事件は通信業界での標準必須特許 (SEP) 使用許諾に関するものであり、こうした事案は北京知識産権法院で比較的多い比率を占めている。

2. 特許事件の新傾向

法院設立以来、特許事件には以下の 6 つの大きな傾向がある。

① ハイテク産業とコア技術事件の増加

無人航空機、GIST(消化管間質腫瘍)治療製剤、医療用撮像技術、インクジェット印刷技術、双方向テレビ応用技術、4G 通信技術など高度の新技術案件が増加している。

② 新しいタイプの特許紛争事件の増加

奇虎などが江民を提訴したグラフィカル・ユーザー・インターフェース (GUI) 意匠特許侵害訴訟は中国で最初の GUI 事件であり、GUI 侵害判断の原則を確立した。

また、クアルコムが魅族 (Meizu) を、オランダの KPN が小米、聯想 (レノボ)、TCL など 20 社以上を SEP と特許許諾条件を含む事件は独占権に関連するかどうか判断したものであるが、特許ライセンスの必要性を促進することにあるものの、両当事者の利益のバランスをとるだけでなく、全体の通信業界や派生するビジネスに大きな影響があり、さらには国際的な特許ライセンスルールを促進するものでもある。

③ 訴額の高額化

賠償請求額は、アップルとクアルコムの通信 SEP の市場の支配的地位の濫用の事件で 10 億元、クアルコムと魅族の事件では SEP が独占に当たらないとの事件で 5.2 億元、サムソンが華為を特許侵害 2 件で提訴した事件で 1.61 億元、百度 (Baidu) が搜狗 (Sogou) を特許侵害 10 案件で提訴した事件で 1 億元、華為がサムソン (中国) などを特許侵害 6 案件で提訴した事件で 8 千萬元と、こうした賠償請求額の増額から特許権が市場で競争、開発などの面で重要な役割を果たしていることがわかる。

④ 外国企業同士の事件が増加

アップルによる侵害事件から外国企業同士の事件が増加しており、外国企業が中国市場を重要視するだけでなく、裁判所に対する関心や信頼また期待が一定程度反映していることがわかる。

⑤ 企業間の紛争が増加

こうした傾向から、訴訟は当事者にとって合法的な権益保護の有効な道筋だけでなく、当事者が市場での競争或は相互の牽制のための対策や手段となっていることがわかる。

⑥ 当事者による内外での同時提訴事件が増加

華為は地元の深圳とアメリカで同時にサムソンを特許侵害で提訴し、その後北京でも特許侵害で提訴している。日亜化学は億光 (Everlight) など 5 社を中国以外にアメリカ、日本とドイツにおいて LED 特許侵害で提訴している。特許権は地域性があるといえどもグローバル化とともに各国での関係が重要となっている。

(2) 北京知識産権法院の具体的な取り組み

1. 特許事件専門審理のための審判資源の適切な配置

審理の品質向上のために 2016 年初めに事件の特徴

や数量などに基づき、適切な人員配置を行い 12 の特許審判部隊を編成し、6 名の裁判官と技術系の 8 名の裁判官補を配置することで、2015 年に比べて 70%を超える案件を追加審理することができた。併せて、特許裁判官会議や特許調査グループを設けることで、教育や検討会などを通じて能力向上を図るとともに、同一種類の案件に同一判断を下す統一的司法判断標準を適用している。

2. 技術調査官制度の導入

技術調査官制度を導入することで、裁判官の支援や難しい技術案件の解明に対応している。中等以上の専門技術を持つ調査官を 39 名配置し、2016 年に技術調査官 35 名が 352 事件に関与し、175 件に簡単な支援、177 件で出廷やコメントの提供、16 件で証拠保全や技術検査に参加、262 件に技術審査見解を提供している。

参考サイトは下記の通り。

<https://tieba.baidu.com/p/5037825227>

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

